

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価格が判明しているものについては取得価格、取得価格が不明なものは再調達価格を基礎とした価格で評価しています。ただし、昭和59年以前に取得したものは、取得価格不明なものとして取り扱い、再調達価格を基礎として評価しています。なお、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円としています。

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

#### ① 市場価格のある有価証券等

市場価格のある有価証券については、基準日時点における市場価格により評価しています。

#### ② 市場価格がない有価証券等

市場価格のない有価証券等については、出資金額等により評価しています。ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価格で計上しています。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（貯蔵品）については、先入先出法により評価しています。

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法を採用しています。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

#### ③ リース資産

定額法を採用しています。

#### ④ 水道メーター

取替法を採用しています。

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損の実積率等により回収不能と見込まれる額を計上しています。

#### ② 賞与等引当金

期末・勤勉手当及びそれに係る法定福利費に備えるため、当年度負担相当額を計上しています。

#### ③ 退職手当引当金

当年度末における退職手当自己都合要支給額に相当する額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜き方式により処理しています。

## 2 追加情報

(1) 対象範囲

- ①飯能市の全会計
- ②埼玉西部消防組合
- ③広域飯能斎場組合
- ④埼玉県都市競艇組合
- ⑤埼玉県市町村総合事務組合（※1）
- ⑥彩の国さいたま人づくり広域連合
- ⑦埼玉県後期高齢者医療広域連合
- ⑧土地開発公社
- ⑨社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

※1 埼玉県市町村総合事務組合のうち、退職手当事務については、退職手当基金等における本市の持分相当額を退職手当引当金に加算することで連結したものとみなします。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等と終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）において、出納整理期間中に支払われたものについては、これらを現金決済したものとして調整しています。